

委託業務仕様書

1 業務名

札幌オリンピックミュージアムシアター更新業務

2 業務場所

札幌オリンピックミュージアム（札幌市中央区宮の森1 2 7 4 番地）

3 業務の背景・目的

札幌オリンピックミュージアム（以下「ミュージアム」という。）は、オリンピック及びパラリンピックの歴史と価値並びに冬季オリンピック等の開催都市としての栄誉と功績を後世に継承するとともに、広くウィンタースポーツに関する興味と理解を深める機会を提供し、もってオリンピック及びパラリンピックの理念を広く伝えるとともに、ウィンタースポーツの普及振興に寄与することを目的に設置された施設である。

ミュージアム1階に設置されたウィンタースポーツシアター（以下「シアター」という。）は、一般の来館者に加えて、小中学生向けのオリンピック・パラリンピック教育でも利用されているが、映像・音響機器類の故障や不具合により上映に支障が出ているほか、映像内容が古くなっていることから、これらの更新が必要である。

本業務は、ミュージアムの設置目的が適切に達成されるよう、シアター内の映像・音響機器類の故障や不具合の解消、映像内容の刷新を目的とし、シアター内の映像・音響機器類の更新及び新規映像制作等を行うものである。

4 更新の基本的要素

(1) 概要及び現況

シアターの概要及び現況については、別添システム系統図及び現地調査等により確認すること。

(2) 課題

シアターについては、次に掲げる課題を抱えており、更新に際しては、これらの課題解決に寄与する提案が求められる。

ア ブルーレイレコーダーやCDプレイヤー、スピーカー、操作卓タッチパネルなど、

映像・音響機器類の故障や不具合により上映に支障が出ている。

イ 上映している映像が東京 2020 オリンピック競技大会開催以前の内容であり、若い世代や観光客の興味を得られにくい。

5 コンセプト

企画提案は、次に掲げるコンセプトを具現化、若しくは発展させた新たなものとし、かつ実現可能性を検証したものであること。

(1) 基本コンセプト

ミュージアムは、オリンピックミュージアムネットワークに加盟する施設であり、オリンピック・パラリンピック教育の推進における拠点施設としての役割を担っていることから、その役割が適切かつ効果的に果たされるものであること。

また、札幌 1972 オリンピック競技大会会場であり、札幌市を代表する観光施設である大倉山ジャンプ競技場の敷地内に設置されているミュージアムとして、大倉山ジャンプ競技場全体の魅力向上に資するものであること。

(2) 映像・音響機器類更新コンセプト

ア 現在、故障や不具合が生じているブルーレイレコーダー、アンプ、スピーカーや電波法改正に対応できていないワイヤレスマイクなどの機器類を現行品または新たな代替機器に更新すること。

イ 操作や保守管理が容易で効率的な運営ができるよう工夫された新たな上映制御システムを構築すること。なお、新たに構築する上映制御システムについては、現行のシステムが備えている機能を充足するものであることを基本とする。

(3) 新規映像制作コンセプト

ア 古代・近代オリンピックの起源と歴史やクーベルタンが提唱したオリンピズムの理念を紹介すること。

イ パラリンピックの意義及び歴史について紹介すること。

ウ 札幌 1972 オリンピック競技大会を中心に国内で開催されたオリンピック・パラリンピックのほか、直近で開催された夏季及び冬季オリンピック・パラリンピックの実際の競技や開会式の映像、オリンピック及びパラリンピアンインタビュー映像などを用い、オリンピック及びパラリンピアン躍動や開会式を含むオリンピック及びパラリンピックの感動を体感できるものとする。

エ 外国人観光客などの日本語に不慣れな来館者にも内容が伝わるよう配慮した映像処理や環境整備を行うこと。

オ 本業務における新規映像制作は、現在、シアターで上映している映像 2 本のうちの 1 本「意外と知らないオリンピック・パラリンピック」を刷新するものであり、他の 1 本の映像は継続して使用するため、内容が重複しないものとする。

カ 映像の時間については、10 分程度とすること。

6 契約期間

契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで

7 スケジュール

受託事業者と別途協議することとするが、概ね次のとおりとする。

- (1) 業務着手：令和 7 年 6 月
- (2) 現場施工：令和 7 年 11 月上旬から令和 8 年 1 月中旬の間

8 提出物

受託事業者は、次の書類等を紙媒体及び電子データで提出すること。

- (1) 工程表 1 部 ※業務受託後、2 週間以内に提出
- (2) コンセプト（案） ※業務受託後、2 週間以内に提出
- (3) 完了届 1 部
- (4) 完成図書及び映像ソフト 1 部
- (5) 上映制御システム操作マニュアル 20 部
- (6) 工程写真 1 部
- (7) その他札幌市が必要と認めるもの

9 特記事項

- (1) 既存の映像・音響機器類の撤去については、委託者及び施設管理者と調整の上、本業務の中で行うこととする。
- (2) 上映制御システム操作マニュアルには、映像・音響機器類や制御システムの取扱いのほか、軽微な部品の交換方法、トラブル時の対処方法等を盛り込むとともに、その

内容を履行完了期間までに施設管理者に対し口頭により教示すること。

- (3) 映像等の著作権、出演者の肖像権、特許等は受託者の責任で処理すること。
- (4) 本業務の実施にあたって制作した映像の著作権等は札幌市に帰属する。
- (5) 受託者は、業務の着手に当たって、実施のための執行体制及びスケジュールを委託者に提示し、了承を得ること。
- (6) 受託者は、委託者及び施設管理者と密接な連絡を取るとともに、定期的に進捗状況を報告し、委託者の確認を得ること。また、進捗状況に関する委託者の指示を遵守すること。
- (7) 履行期間完了前においても、委託者からの指示があった場合、必要な資料等を提出すること。
- (8) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (9) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (10) 業務の実施にあたり、誠実に履行するとともに、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解した上で、最高の成果を得るように努力すること。
- (11) 現場への設置にあたり、映像・音響機器類、上映制御システムのセットアップ及び試験調整を行い、正常に上映されることを確認すること。
- (12) 本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、委託者及び受託者の双方が誠実に協議し、処理する。
- (13) 本業務に関する事故等は、委託者に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (14) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を順守すること。
- (15) 当業務の成果品の保証期間は、引き渡し完了の日から1年間とする。ただし、基本的な設計・施工及び据付け・施工に関わる不具合・故障等が発生した場合は、この限りではない。
- (16) 本業務の成果品について、保証期間中に不具合・故障などが発生した場合は、速やかに補修・修繕を行う又は新品と交換し、ミュージアムの運営に支障が生じないようにすること。

10 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

11 所管課

札幌市スポーツ局スポーツ部施設課

電話：011-211-3045 担当：谷内

